

## 新あいち多文化共生推進プラン(仮称)検討会議の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定  
会議の傍聴人は、座長が決定する。
- 2 傍聴人の定員  
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み  
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、座長に申し込むものとする。  
なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、会議開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い  
傍聴の申込手続は先着順で行い、定員になり次第、傍聴申込みの受付を終了する。
- 5 傍聴証等の交付  
傍聴人には、当日、傍聴証兼傍聴人心得(様式2)及び会議資料又はその概要を交付する。  
傍聴人は、傍聴証を携帯して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者  
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
  - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
  - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
  - (5) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 7 傍聴人の守るべき事項  
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) みだりに席を離れないこと。
  - (2) 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードとすること。
  - (3) 飲食し、又は喫煙しないこと。
  - (4) 会場における言論に対し批評を加え、または可否を表明しないこと。
  - (5) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
  - (6) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
  - (7) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

#### 8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に座長が許可した場合は、この限りではない。

#### 9 座長の指示

座長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成29年6月6日から施行し、平成30年3月31日をもって廃止する。

(様式1)

## 会 議 傍 聴 申 込 書

平成 年 月 日

新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議座長 殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

1 所属団体名・法人名（個人の場合は記入していただく必要はありません。）

2 氏名

3 住所（市区町村名のみで結構です。）

(様式2)

新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議 傍聴証

平成 年 月 日限り

傍聴人氏名： .....

## 傍 聴 人 心 得

会議を傍聴する方は、次の項目を必ず守ってください。

- 1 傍聴証を携帯してください。なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 次に掲げる事項をしないでください。
  - (1) みだりに席を離れること。
  - (2) 携帯電話等での通話。
  - (3) 食事及び喫煙。
  - (4) 野次を飛ばしたり、会議における議論に対して発言したりすること。
  - (5) はちまき・腕章・たすき・ゼッケンなどを着用したり、貼り紙・旗・垂れ幕を掲げるなどの示威的行為をすること。
  - (6) 私語・談論・拍手・その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をすること。
  - (7) 許可を得ず、写真撮影または録音を行うこと。

これらの項目を守らない場合又は座長の指示に従わない場合は、退場を命じられることがあります。